

原子炉施設の設置許可申請書「使用済燃料の処分の方法」

(変更前)	(変更後)
使用済燃料は、国内の再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、	使用済燃料は、原子力発電による 使用済燃料の再処理等の実施に関する法律 (以下「再処理拠出金法」という。)に基づく拠出金の納付先である 使用済燃料再処理機構 から委託した、原子等規制法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とする。
再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理する。	再処理等拠出金法に基づき使用済燃料再処理機構に使用済燃料再処理等拠出金が引き渡されるまでの間又は拠出金を納付するまでの間は、当該積立金又は拠出金に係る使用済燃料を適切に貯蔵・また、使用済燃料再処理等積立金が引き渡され又は拠出金を納付した後であっても、 再処理事業者に引き渡されるまでの間は 、使用済燃料を適切に貯蔵・管理する。
再処理の委託先の確定は、燃料の炉内装荷前までに行い、政府の確認を受けることとする。 ただし、燃料の炉内装荷前までに使用済み燃料の貯蔵・管理について政府の確認を受けた場合、再処理の委託先については、搬出前々に政府の確認を受けることとする。	
海外において再処理を行う場合は、	海外において再処理が行われる場合は、 再処理等拠出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施することとする。
これによって得られるプルトニウムは国内に持ち帰ることとする。 また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けることとする。	海外再処理によって得られるプルトニウムは、国内に持ち帰ることとする。 また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けることとする。
	ただし、上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、平成〇年〇月〇日付けで許可を受けた記載を適用する。

原子力規制委員会からの諮問(「使用の目的」の項目は、変更されていないため、記載を省略)

(変更前)	(変更後)
・使用済燃料については、法に基づく指定を受けた国内の再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理する方針であること	・使用済燃料については、 原子力発電における使用済燃料の再処理等を実施に関する法律(平成17年法律第48号。以下「再処理等拠出金法」という。) に基づく拠出金の納付先である 使用済燃料再処理機構 から受託した、 法[*] に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針に変更はないこと(※:原子炉等規制法)
・海外において再処理を行う場合は、我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者に 委託する、これによって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を行ける という方針に変更はないこと	・海外において再処理が行われる場合は、 再処理等拠出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施する、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受ける という方針に変更はないこと
	・ 上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、平成12年3月15日付けで許可を受けた記載を適用する という方針に変更はないこと
から、発電用原子炉が平和の目的以外に利用される恐れがないものと認められる。	から、発電用原子炉が平和の目的以外に利用される恐れがないものと認められる。